

議案第154号

さいたま市かやの木条例を廃止する条例の制定について  
さいたま市かやの木条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市かやの木条例を廃止する条例

さいたま市かやの木条例（平成13年さいたま市条例第163号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例（平成26年さいたま市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（さいたま市みずき園条例の一部改正） <u>第4条</u> 〔略〕	（さいたま市みずき園条例の一部改正） <u>第5条</u> 〔略〕
（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正） <u>第5条</u> 〔略〕	（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正） <u>第6条</u> 〔略〕